

岐阜県職業能力開発協会表彰規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、職業訓練、技能検定に特に尽力した者並びに事業内訓練校、技能検定、国際職業訓練競技大会岐阜県予選（「技能五輪県予選」）において優秀な成績をおさめた者を表彰することによって、広く一般に職業訓練、技能尊重の普及及び気運を浸透させ、技能者の社会的評価を高めるとともに、技能水準の向上及び技能習得意欲の高揚を図ることを目的とする。

（表彰）

第2条 表彰は、会長が次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 職業訓練又は技能検定事業に特に尽力した者

(2) 技能検定、技能五輪県予選において特に優秀な成績をおさめた者

（表彰の方法等）

第3条 表彰は、毎年11月の職業能力開発促進月間に表彰状（賞状）を授与して行るものとする。

（被表彰者の選定）

第4条 被表彰者は、推せん者が推薦した者のうちから、会長が審査し、決定する。

（細目）

第5条 この規程に定めるもののほか、その規程の実施に関し、必要な細目は会長が別に定める。

表 彰 基 準 （ 抜 粋 ）

この基準は、岐阜県職業能力開発協会表彰規程第5条の規定により、審査基準に要する必要な事項を定める。

第1 表彰規程第2条第1号該当者

1 認定職業訓練事業で次のいずれかに5年以上従事し、その功績が顕著なもの

- (1) 認定職業訓練を行う事業主並びに役員
- (2) 職業訓練指導員
- (3) 認定職業訓練で学科訓練を担当する講師
- (4) 認定職業訓練で事務を担当する職員
- (5) 認定職業訓練に協力した者

2 技能検定事業で次の各号のいずれかに該当するものでその功績が顕著なもの

- (1) 技能検定実技試験の委託団体（事業所）の長で5年以上の者
- (2) 技能検定（競技）委員として7年以上の者
 (ただし、技能検定（競技）委員が前歴において補佐員を経験した者については、その年数を2分の1として加算することができる。)
- (3) 技能検定（競技）委員及び補佐員として通算10年以上の者
- (4) その他、技能検定実技試験の実施に15年以上尽力した者

※上記1、2の各年数は『前年度』末までに、
基準年数以上、寄与された方が対象となります。